

2026年5月吉日

P T A 会員各位

墨田区立第二寺島小学校
P T A 会長 二藤部 智子

P T A 定期総会における書面議決のご案内

新緑の候、会員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より P T A 活動にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、2026 年度の定期総会は昨年度と同様に P T A 活動の改革の一環として、総会の効率化・簡素化を目的とし、書面・電信による決議方式を採用いたします。

本取り組みは、保護者や教職員皆様の生活様式の多様化に合わせた P T A 活動の運営を目指すための取り組みになりますのでご理解ご協力いただければ幸いです。

本定期総会の議案ならびに決議方法については、下記の通りご案内させていただきますのでご確認の程よろしくご願ひ申し上げます。

なお、本総会の議決についてはご提出いただいた表決を基に集計を行うとともに、期日までに回答がない場合ならびに白票投票の場合は賛成票として取り扱わせていただきます。

今後とも P T A 活動へのご理解とご協力の程よろしくご願ひ申し上げます。

記

1. 議案書の配布

学校ホームページ掲載・すぐーるおよびスクリレにて配信

2. 議決権行使書・委任状の提出方法

Google フォームにて回答(1 家庭 1 回)

リンク先：<https://forms.gle/d1VUqYCqVWvqx3tk8>

期日：2026 年 5 月 23 日(土) 10 時



3. 審議・採決日程

2026 年 5 月 23 日(土)：P T A 室にて実施

※ 審議・採決について、ご意見・ご要望等ありましたら P T A 室までお越しく下さい。

本総会・議決方法等について、ご不明点などございましたら下記までご連絡ください。

第二寺島小学校 P T A メールアドレス：niterapta0420@gmail.com

以上

(第1号議案)

2025年度 事業報告

墨田区立第二寺島小学校

PTA 会長 二藤部 智子

委員会	前期	後期
学級委員	くすの木まつり ブース企画・準備	くすの木まつり ブース運営
文化厚生	くすの木まつり ブース企画・準備	くすの木まつり ブース運営 給食試食会 運営補助
広報調査	9月「木かげ」 217号発行	3月「木かげ」 218号発行
校外生活指導	旗振り当番表作成・登校班名簿作成	
PTA 全体	5月	2025年度 PTA 総会・全体委員会・懇親会 開催
	6月	祭礼パトロール(白鬚神社・隅田川神社)
	7月	墨田児童会館 夏祭り助勢
	8月	ペットボトルロケット (おやじの会 共催) 開催
	9月	第1回 PTA 運営委員会 開催
	10月	運動会 運営助勢 給食試食会 開催
	11月	くすの木まつり 開催
	2月	第2回 PTA 運営委員会 開催
	3月	桜堤フェスタ ブース出店 新1年生への入学祝品・在校生への進級卒業祝品準備 委員意向アンケート配信準備
通年	校庭開放(ボランティア募集) 実施	

(第3号議案)

2026年度 PTA役員候補

役職名	氏名
会長	二藤部 智子
副会長	稲葉 智子
	畠山 幸雪
	藤田 晶子 《学校》
会計	中田 舞
	舟津 圭子
	渡鍋 裕輔 《学校》
書記	鈴木 直子
	齋藤 由佳
	藤井 詩音 《学校》
役員	丸山 恵幸
	山之下 劉璋
	佐藤 真理子
	小島 健
	比田勝 義弘
	大津 泰代
会計監査	清水 美和
	北田 優典 《学校》

(第4号議案)

2026年度事業計画案

墨田区立第二寺島小学校

PTA 会長 二藤部 智子

委員会	活動内容
学級委員	子どもを知り、教育を知る為の学習の場作り。 家庭・学校での子どもの生活について、保護者と教員との相互理解の促進を図る。 くすの木まつりブースの企画・運営
文化厚生委員	会員の教養と福利厚生に関する活動。 くすの木まつりブースの企画・運営
広報調査委員	広報誌「木かげ」の発行、必要な広報活動ならびに調査活動。
校外生活指導委員	登校班の運営補助および旗振り当番表作成
役員選考委員	役員選出を主な職務とする。
PTA 全体	5月 PTA 総会・全体委員会・懇親会 (5/23)
	6月 祭礼パトロール
	8月 ペットボトルロケット (8/23)
	10月 運動会 (10/17)
	11月 くすの木まつり (11/1)
	3月 新1年生入学祝品・在校生進級卒業祝品準備
	[通年] PTA 運営委員会、委員意向アンケート配信、校庭開放、スクールゾーン自主促進地区対策連絡会(スクールゾーン点検)

※2026年度 PTA 年会費について

2025年度の会計決算報告および2026年度の事業計画案を受け、昨今のペーパーレス化およびPTA活動のスリム化、ならびに過度な繰越金の抑止と収支均衡予算の策定を目的とし、試験的に2026年度の会費を下記の通り減額する。

規約 : 1家庭あたり年額 6,000円 (月額 500円)

2025年度 : 1家庭あたり年額 4,800円 (月額 400円)

2026年度 : 1家庭あたり年額 4,200円 (月額 350円)

2026年度 PTA予算案

墨田区立第二寺島小学校
PTA会長 二藤部 智子

1.収入の部

項 目	2025年度決算額	2026年度予算額	摘 要
会 費	2,042,400	1,696,800	1世帯350円×12月×404世帯
繰 越 金	585,148	1,068,600	
雑 収 入	192,220	30,000	利息、スクールゾーン補助金
校庭開放指導員・事務謝礼金	47,400	207,600	謝礼(指導員・事務担当者)、運営活動費
合 計	2,867,168	3,003,000	

2.支出の部

項 目	2025年度決算額	2026年度予算額	摘 要	
I 運 営 費	総 会 費	0	5,000	
	会 議 費	0	5,000	
	備 品 費	53,786	70,000	コピー機リース代 他
	印 刷 費	0	50,000	印刷機器備品、封筒印刷
	通 信 交 通 費	7,200	30,000	はがき、切手
	消 耗 品 費	41,865	100,000	コピー用紙、事務用品、他
	謝 礼 費	24,380	30,000	謝礼品
	小 計 ①	127,231	290,000	
II 一 般 活 動 費	広報調査 活動費	166,160	300,000	委員会活動費、広報誌発行
	校外生活指導 活動費	0	30,000	〃
	文化厚生 活動費	2,590	30,000	〃
		0		
	特 別 行 事 費	123,083	336,000	くすの木まつり、ペットボトルロケット等
小 計 ②	291,833	696,000		
III 特 別 活 動 費	慶 弔 費	15,000	30,000	近隣校記念行事参加費、弔費
	地 区 活 動 費	192,580	250,000	PTA協議会関連、桜堤中地区育成委員会関連、他
	児 童 福 祉 費	603,154	670,000	入学祝品、卒業記念品、進級祝品、クオカード購入他
	渉 外 費	0	0	
小 計 ③	810,734	950,000		
IV	分 担 費 ④	68,770	86,000	PTA総合補償掛金等
V	周 年 積 立 金 ⑤	500,000	500,000	周年積立金
VI	予 備 費 ⑥	0	481,000	
VII	繰 越 金 ⑦	1,068,600	0	
合 計 ①～⑦	2,867,168	3,003,000		

2026年4月1日 上記の通りご提案いたします。

会計 橋本 美幸 畠山 彩香
中田 舞 梶本 典子

墨田区立第二寺島小学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は墨田区立第二寺島小学校保護者と教師の会(略称・二寺小PTA)と称し、東京都墨田区東向島4丁目30番2号に事務所をおく。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は保護者と教師の主体的な協力のもとに、民主的教育の理解を深め、児童の学校・家庭・社会における健やかな成長を図り、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 児童教育について学校と保護者の協力に関すること。
2. 児童教育の理解に関すること。
3. 会員相互の親睦と教養の向上に関すること。
4. 地域社会の教育の振興に関すること。
5. その他本会の目的達成に必要なこと。

第3章 方針

第4条 本会は次の方針により運営される。

1. 教育を本旨とする民主団体として活動する。
2. 営利的、政治的あるいは宗教的活動を行わない。
3. 児童福祉のために活動する他の団体とは協力するが、いかなる団体の支援・統制・干渉も受けない。
4. 校長・教職員・教育委員会・区及び都と学校の問題について協議し、その活動を助け、参考資料を提出するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第4章 会員・役員等

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 墨田区立第二寺島小学校に在席する児童の保護者。
2. 墨田区立第二寺島小学校に勤務する教職員。
3. 役員選考委員会での審議を経て特別に会員として認められる者。

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会計 若干名
4. 書記 若干名

但し、上記のうち副会長、会計、書記には教員各1名を含むものとする。

第7条 本会に会計監査を2名おく。

但し、上記は教員1名を含むものとする。

第8条 上述第6条記載の役員は、本則第22条記載の専門委員を兼ねることはできない。

第9条 役員並びに会計監査の選出は次のとおりとする。

1. 会長ならびに他の役員および会計監査は、推薦状の結果と役員選考委員会の意向を受けて指名し本人の承諾をえて、総会で承認する。
2. 役員選考委員会は、会長・副会長ならびに他の役員と保護者委員にて構成される。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務統括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会務を分掌し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 会計は総会で認証された予算についてこれを処理する。
4. 書記は本会の各会議の議案・議事をまとめてこれを整理し必要な事務を処理する。

第11条 会計監査は本会の会計を監査する。

会計監査員は必要に応じ役員会・運営委員会・全体委員会に参加することができる。

第12条 役員・会計監査ならびに委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第13条 本会に次の委員をおく。

- 1 保護者委員 若干名
- 2 教員委員 若干名

第14条 委員の選出は次のとおりとする。

1. 保護者委員は各学年より必要に応じて選出する。
2. 教員委員は教職員全体であたる。

第15条 委員の任務は次のとおりとする。

1. 全体委員会にて案件を審議する。
2. 当該学年全体委員会およびそれぞれの専門委員会に属し、所管事項を処理する。

第5章 顧問及び相談役等

第16条 本会に顧問及び相談役をおく。

1. 顧問は本会の会長であった者が退いたとき、あるいは会員でなくなったときに現会長が推薦し、会務についての諮問に応ずる。
但し、役員に再就任のときは、兼任しない。
2. 相談役は本会の役員が会員でなくなったとき、現会長が委嘱し会務についての相談に応ずる。
但し任期は7年とする。

第17条 校長はいずれからの諮問にも応ずる。

第6章 機 関

第18条 本会に次の機関をおく。

1. 総 会
2. 運 営 委 員 会
3. 役 員 会
4. 専 門 委 員 会
5. 学 年 全 体 委 員 会
6. 役 員 選 考 委 員 会
7. 特 別 委 員 会

第19条 総会は全会員で構成され、本会の最高決議機関であり、会長が次により招集する。

1. 定期総会
学年始めに開催し、前年度の事業報告・決算報告・新年度の事業計画案・予算案ならびに役員・委員等の承認・その他の重要案件を審議する。
2. 臨時総会
役員会あるいは運営委員会が必要と認めたときまたは会員の三分の一以上の要求があったとき開催し、重要案件を審議する。
3. 決議権は1世帯1とする。

第20条 運営委員会は役員、専門委員長、学年委員長及び特別委員長で構成され、役員会、専門委員会、学年委員会及び特別委員会の連絡調整審議機関であり、役員会が必要と認めるとき及び運営委員、各委員長の三分の一以上の要請があったとき会長が招集し必要条件を連絡審議する。

第21条 役員会は役員で構成され、本会の執行機関ならびに緊急案件の決議機関であり、会長が必要と認めたとき招集し、審議案件事業等の企画立案各種機関の連絡調整、会務の処理、緊急案件の審議、その他必要事項の処理を行う。

第22条 本会に次の専門委員会をおく。

1. 学級委員会
各学年・学級における諸問題についての協議ならびに連絡調整を行う。
2. 文化厚生委員会
会員の教養と福利厚生の上昇に関する活動を行う。
3. 広報調査委員会
機関紙の発行等必要な広報活動ならびに調査活動を行う。
4. 校外生活指導委員会
学校及び地域機関等と協力して児童の校外生活及び交通安全教育ならびに児童の通学安全指導に関する活動を行う。

第23条 各専門委員会は各学級または各学年より選出された必要とされる数名の保護者委員と、担当の教員委員により構成され、委員長および副委員長は所属委員より選出され会長が委嘱する。

1. 各専門委員選出方法は、公正の原則に基づき役員会にて協議・決定する。

第24条 本会に次の学年委員会をおく。

- 1) 第1学年全体委員会
 - 2) 第2学年全体委員会
 - 3) 第3学年全体委員会
 - 4) 第4学年全体委員会
 - 5) 第5学年全体委員会
 - 6) 第6学年全体委員会
 - 7) くすのき学級全体委員会
1. 各学年全体委員会は当該学年の諸問題について協議ならびに連絡・調整を行う。
 2. 学年全体委員会は1学年から6学年の学級委員により構成され、役員会と連携して諸問題について協議ならびに連絡調整を行う。

第25条 各学年全体委員会は保護者委員と担当の教員委員により構成され、委員長および副委員長は所属委員より選出され会長が委嘱する。

第26条 各専門委員会、各学年委員会及び特別委員会の委員長は、会長に届け出て当該委員会を招集し、所管事項に関し審議ならびに処理を行う。また、決定事項、活動状況を会長及び運営委員会に報告しなければならない。

第7章 会 計

第27条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第28条 会費は1世帯につき、月額500円(年額6000円)とする。

1. 役員会が必要と認めたときは運営委員会にはかり総会の承認を得て臨時会費を集める事ができる。
2. 会員に特別の事情があるときは、校長の意見を聞き、役員会は会費を減免することができる。
3. 原則年1回、年額分(6000円)が会員の登録銀行口座より引き落とされる。
4. 会費は会員の転出入に伴い、月割で計算の上、集金または返金される。

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 改 廃

第30条 本会の会則は役員会、または会員過半数の発議により総会において、出席者の三分の二以上の賛成を得て改正する事ができる。

第31条 本会は役員会の発議により、全会員の四分の三以上の賛成がなければ散会することができない。

附 則

第1条 本会の会則ほか必要なことは内規として役員会で審議決定し、総会の承認を得て改正することができる。

第2条 慶弔の内規については別に定める。

第3条 本会は1986年(昭和61年)4月1日より施行する。

1. (2002年4月22日改正) 本会則は2002年(平成14年)4月1日より施行する。
2. (2006年4月19日改正) 本会則は2006年(平成18年)4月1日より施行する。
3. (2016年4月2日改正) 本会則は2016年(平成28年)4月1日より施行する。
2012年度(平成24年度)以降に委嘱した相談役より適用とする。
4. (2022年5月15日改正) 本会則は2022年(令和4年)4月1日より施行する。
5. (2025年5月17日改正) 本会則は2025年4月1日より施行する。